

鳥取縣公報

昭和十六年四月十八日
第千二百二十五號

金曜日

本書ノ大キサハ規定規格A5列

告示

◇鳥取縣告示第三百三十三號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年四月十八日

鳥取縣知事

八

田

三

郎

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 鳥取縣釣具商組合

(ロ) 地區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ釣具ノ販賣ヲ業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ニ代ルべき額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

品名	銘柄	單位	小賣價格	備考
鮎	針	一本	一六〇錢	兵庫縣産以下同
同	磨本テグス付	同	一三〇	
	特等品			
	一等品			

鳥取縣公報

每週曜日發行

(休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十六年四月十八日
第千二百二十五號

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)

00163

米へい	七三	奧 忠雄	米子市天神町	一五、一一、二九	一五、一〇、一〇
鳥まき	一	小松 榮	鳥取市今町二丁目	一六、二、一六	一五、一〇、一
入なほ	八	盛田 壽男	入頭郡若櫻町	一六、六、一四	一六、二、二三
鳥ひ	二二一	平井 茂	鳥取市東品治	一〇、九、六	一六、二、一
同	五三九	中原岩 雄	日ノ丸自動車株式會社	一三、一一、三〇	一六、二、一七
西まは	四〇	小谷 元市	西伯郡境町	一四、一〇、二八	一六、三、二六
米ころ	四六	津崎 龜吉	米子市萬能町	一五、四、九	一六、四、一
			小泉 履物製造工場		

◇鳥取縣告示第三百三十七號

職員健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス
昭和十六年四月十八日

被保險者證 記號 番號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事務所 所在地並名稱	鳥取縣知事	無効トナリタル被保 險者證交付年月日	無効トナリ タル年月日	備考
米た	二五 小澤 政太郎	米子市角整町 第一徵兵保險株式會社米子監督所	入 田 三 郎	一五、五、三〇	一六、一、一五	
米よろ	三四 近藤 千桂	米子市尾高町 合名會社 今井書店		一五、九、五	一六、二、二八	
鳥まい	一八五 前田 徳治	鳥取市東品治 丸由百貨店		一五、八、七	一六、三、二五	
鳥や	七 小林 克	鳥取市敷片原町 合資會社 山野商會		一五、五、三〇	一六、二、一五	

彙

報

表裏一体の

實現を期して

大政翼賛運動 連絡委員會設立

(知事 官房)

大政翼賛會鳥取縣支部では既に常務委員・理事・顧問・參與等の機構を整備し、鳥取縣協力會議の議長・議員も決定し、又郡市支部・町村の翼賛機構も整備していよいよ一億一心大政翼賛への巨歩を踏出すこととなり、四月二日縣會議場に於て第一回の縣協力會議を開催したのであるが、この大政翼賛運動に關しては縣と大政翼賛會鳥取縣支部との連絡を緊密にし、縣政運用の圓滑を期して表裏一體の實現を期しなければならぬ。

よつて今回「大政翼賛運動連絡委員會」を設立し、(四月一日付鳥取縣告示第二百七十六號)會長に知事、委員には縣總務部長・經濟部長・學務部長・警察部長をはじめ各課長、大政翼賛會縣支部理事、縣協力會議長これに當り、又幹事は大政翼賛運動に關係す

- る縣各課員及び大政翼賛會鳥取縣支部事務局職員中より任命又は委嘱されて、この中より常任委員及び常任幹事を定め、常任委員會は少くとも毎月一回、又委員會は適宜開催して
- 一時局下官民協力實踐運動に關する件
 - 縣下下部組織の運営指導に關する件
 - 指導刊行物の編輯發行に關する件
 - 其の他必要ある事項
- に關する事項につき企畫審議することとなつた。尙、會長に於て必要ありと認める時は委員・幹事の外大政翼賛運動に識見を有する者の出席をも需めてその意見を徴する筈である。

農民訓練道場

日 輪 兵 舍
建設寄附募集

(農務課)

00164

00165

刻々の國際情勢の急迫は國民をして須叟の餘安をも許さず、農山漁村に課せられたる使命も亦重大である。戰時重要物資の充實を期せねばならない。農山漁村に奮勃として盛り上る自らなる努力を擧げて、吾等が住む郷土を最後方戦線と心得、こゝぞ良き臣道實踐の道場なりとの心構へを持って、増産は忠義なり歡喜なりとする大和民族傳統の農民魂を揺り起し、崇高なる農業報國の誠を盡す事こそ現下の急務である。一旦緩急あれば義勇公に奉ずる吾人の氣魄は當に第一線の戦場に限らないのであつて、銃後生産戦線に於ても國家の危急に馳せ参じ、止むに止まれぬ因伯農民の意氣を以て増産遂行の障害たる惡諸條件を克服突破して、増産と供出に心から精進して大政翼贊の赤誠を効さなければならぬ。

然るにこれが爲には挺身報國の農魂を鍊成する吾人の道場を必要とすること甚だ切である。茲に於てこの皇國農民精神作興のため鳥取縣農會長・農業報國聯盟鳥取縣支部理事長・産業組合中央會鳥取支會長・鳥取縣町村長會長・保證責任鳥取縣信用購買販賣利用組合聯合會長・鳥取縣經濟更生協會會長が主唱者となつて、今回東伯郡南谷村縣立修鍊農場構内に日輪兵舎を建設し、以て縣民の農民訓練道場として農業指導者・農村幹部青年の訓練をなし皇國農民精神の昂揚に努めることとなつた。縣下の各種團體並に

有志各位の協力を得て所期の目的を達成せんことを切望する次第である。

寄附金募集要項

- 一 寄附金は一口なるべく五圓以上、寄附物件(木材竹其の他)は隨意なるも、最寄附迄持参願ひたし
- 二 送金はなるべく、振替口座大阪三二、四五一番を利用願ひたし

募集の事務は縣農務課・縣都市農會・縣信聯支所・産業組合中央會鳥取支部會に於て取扱ふ

募集締切は昭和十六年五月末とす

日輪兵舎建設概算

一金 六千圓 建設豫定金額

内 譯

兵 舍 一 棟 三 千 圓

附 屬 建 物 一 千 五 百 圓

毛 布 其 他 什 器 一 千 五 百 圓

起 工 豫 定 昭和十六年五月

竣 工 豫 定 昭和十六年九月

備 考

一 豫定以上の寄附金及物件ありたるときは兵舎を二棟とす

00167

戦 死 傷 者 遺 家 族 へ 負 債 整 理 資 金 融 通

(農 務 課)

- 二 豫定以下の場合には什器及附屬建物を減少す
- 三 建物の管理は當分主唱者に於て共同保管をなし適當の時期に縣に寄附するものとす
- 四 寄附金は篤志家を除き市町村側・産業組合側・農會側・經濟更生委員會側各々より應分の寄附を得て建設するものとす

× × ×

二十ヶ年の年賦償還

今回農山漁村に居住する戦死傷者の遺家族(戦死傷者に扶養されてゐた家族を含む)の負債整理の爲に、鳥取縣臨時負債處理委員會が世話をする事になつた。

抑々名譽の戦死傷者や遺家族に對しては、國家はその生活の安定を圖るために賜金・扶助料等を給し、又授業施設や各種の保護

施設なども遺憾なく講ぜられてゐるのであるが、もしこれ等の人々に於て分不相應の負債を有する場合に於ては、それを放任して置いては必ずや折角の恩賜金もその本来の目的のために使用せられないで、徒らに漫然と負債の返済のために利用せられて、名譽ある戦死傷者遺家族の生活の安定は期し難いといふ寔に遺憾な結果に陥る場合も少くないのである。

よつて政府に於てはこれら遺家族に對する一時賜金や扶助料・年金等が、その家族の今後の生活安定に向けられることなく負債の穴埋となるのを防ぐために、こゝに特別な負債整理の途が拓かれたわけであつて、負債整理に要する金額は政府が年三分八厘の低利を以て二十ヶ年以内の年賦償還の方法により融通するのである。

これに對する世話は鳥取縣臨時負債處理委員會が當るのであるが、各市町村長・産業組合長・農會會長等がこの委員會の委員に選ばれてゐるから、負債整理の希望者はこれらの人に相談して、定められた申出者に戦死傷者調及び負債調を記入し、これを委員會に提出して速かに整理を行ひ、明るい生活に入られるやう希望する。申出があると縣から關係者が行つて相談に應ずることになつてゐる。

00169

第一班	鳥取發	百二十名
第二班	鳥取發	二十五日午後四時三十五分
第三班	鳥取發	百十六名
鳥取發	鳥取發	二十六日午前七時三十分
鳥取發	鳥取發	五十名
鳥取發	鳥取發	同 日午後四時三十五分

第二十二回 支那事變國債

郵便局 賣出し

四月二十一日より
五月二日まで

(振興課)

▽ 一人残らず國債を買ひませう

支那事變國債は支那事變に是非必要な費用を支拂ふ爲に發行するものであります。われ／＼が國債を買ふことは、即ち我が國が全力を擧げて邁進して居る支那事變の處理は勿論、大東亞共榮圈の確立にも協力することになるのであります。銃後にある我々は此の時局突破の爲一人残らず國債を買つてお國のために御奉公

を致さうではありませんか。

▽ 事變下の貯蓄は國債で

貯蓄の方法は色々ありますが、事變下の貯蓄は國債の消化を第一の目的として居るのでありますから、國民として國債を買ふことは貯蓄報國の一番の近道といへませう。しかも國債は安全確實であり、又どうしても現金が入用の場合は郵便局で買つた國債なら何時でも集配事務を取扱ふ郵便局で買上げて貰へますから、便利な點は普通の貯金と少しも變りません。

▽ 買つた國債は早速預けませう

買つた國債は郵便貯金の通帳と一しよに郵便局に持つて行くと無料で安全に償還の日まで保管して貰へます。尙郵便局で預つた國債の利子は、支拂の都度郵便貯金に組入れて貰へますから、いち／＼利子を受取りに行く手數も省けます。又日本銀行の本店、支店又は代理店でも登録國債の制度に依つて無料で安全に預りますから、盜難や紛失の心配もありません。買つた國債は早速預けることに致しませう。

× × ×

昭和十六年四月十八日印刷
昭和十六年四月十八日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣氣高郡犬正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所